

平成28年第1回
笠間市議会定例会会議録 第6号

平成28年3月17日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	藤枝	浩君
副議長	10番	野口	圓君
	1番	田村泰	之君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡洋	二君
	7番	橋本良	一君
	8番	石田安	夫君
	9番	蛭澤幸	一君
	11番	飯田正	憲君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊	雄君
	14番	海老澤	勝君
	15番	萩原瑞	子君
	16番	横倉き	ん君
	17番	大貫千	尋君
	18番	大関久	義君
	19番	市村博	之君
	20番	小菌江	一三君
	21番	石崎勝	三君

欠席議員

2番 村上寿之君

出席説明者

市	長	山口伸樹	君
副市	長	久須美忍	君
教	育	長今泉寛	君

市長公室長	橋本正男君
総務部長	塩畑正志君
市民生活部長	山田千宏君
福祉部長	櫻井史晃君
保健衛生部長	友水邦彦君
産業経済部長	山中賢一君
都市建設部長	竹川洋一君
上下水道部長	藤枝泰文君
市立病院事務局長	打越勝利君
教育次長	園部孝男君
消防長	橋本泰享君
会計管理者	中庭要一君
笠間支所長	大月弘之君
岩間支所長	岡野正則君

出席議会事務局職員

議会事務局長	石上節子
議会事務局次長	飛田信一
次長補佐	渡辺光司
主査	若月一
主幹	神長利久

議事日程第6号

平成28年3月17日（木曜日）

午前10時開議

追加日程第1 決議案第1号 村上寿之議員の議員辞職勧告決議（案）

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 委員会の閉会中の継続審査について

日程第3 陳情第27-4号 気象事業の整備拡充を求める意見書提出に関わる陳情

請願第28-1号 し尿・汚水などの生活排水処理事業に関する請願書

日程第4 議案第20号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第21号 笠間市の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第22号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 笠間市行政手続条例等の一部を改正する条例について
- 議案第24号 笠間市介護保険条例及び笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 笠間市岩間工業団地庭球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 笠間市教育振興基金条例を廃止する条例について
- 議案第29号 笠間市立大原小学校教育振興基金条例を廃止する条例について
- 議案第30号 笠間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について
- 議案第31号 笠間市行政不服審査会条例について
- 議案第32号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例について
- 議案第33号 笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について
- 議案第34号 笠間市空家等対策協議会設置条例について
- 議案第35号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第36号 土地の取得について
- 日程第5 議案第47号 平成28年度笠間市一般会計予算
- 議案第48号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第49号 平成28年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第50号 平成28年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第51号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第52号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第53号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第54号 平成28年度笠間市岩間駅東土地地区画整理事業特別会計予算
- 議案第55号 平成28年度笠間市立病院事業特別会計予算
- 議案第56号 平成28年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第57号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計予算

日程第6 委員会提出議案第1号 浄化槽法及び浄化槽法施行規則における「浄化槽の保守点検及び清掃等」に関する条文を社会状況に対応した内容への改訂を求める意見書

1. 本日の会議に付した事件

追加日程第1 決議案第1号 村上寿之議員の議員辞職勧告決議（案）

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 委員会の閉会中の継続審査について

日程第3 陳情第27-4号 気象事業の整備拡充を求める意見書提出に関わる陳情

請願第28-1号 し尿・汚水などの生活排水処理事業に関する請願書

日程第4 議案第20号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第21号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第22号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第23号 笠間市行政手続条例等の一部を改正する条例について

議案第24号 笠間市介護保険条例及び笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第25号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第26号 笠間市岩間工業団地庭球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第27号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第28号 笠間市教育振興基金条例を廃止する条例について

議案第29号 笠間市立大原小学校教育振興基金条例を廃止する条例について

議案第30号 笠間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について

議案第31号 笠間市行政不服審査会条例について

議案第32号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例について

議案第33号 笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について

議案第34号 笠間市空家等対策協議会設置条例について

- 議案第35号 公の施設の広域利用に関する協議について
議案第36号 土地の取得について
- 日程第5 議案第47号 平成28年度笠間市一般会計予算
議案第48号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計予算
議案第49号 平成28年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
議案第50号 平成28年度笠間市介護保険特別会計予算
議案第51号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
議案第52号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
議案第53号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
議案第54号 平成28年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
議案第55号 平成28年度笠間市立病院事業特別会計予算
議案第56号 平成28年度笠間市水道事業会計予算
議案第57号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 日程第6 委員会提出議案第1号 浄化槽法及び浄化槽法施行規則における「浄化槽の保守点検及び清掃等」に関する条文を社会状況に対応した内容への改訂を求める意見書

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（藤枝 浩君） 皆さんおはようございます。

ここで、感謝状の贈呈を行いますので、ご了承願います。

〔感謝状贈呈〕

○議長（藤枝 浩君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は2番村上寿之君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（藤枝 浩君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、休憩中に議会運営委員会を開催しますので、委員は直ちに第1委員会室にご参集ください。

午前10時03分休憩

午前10時13分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

ただいま、16番横倉さん君から、会議規則第14条第1項の規定により村上議員の議員辞職勧告決議案が提出されました。

お諮りいたします。

この決議案を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、この決議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

決議案第1号 村上寿之議員の議員辞職勧告決議（案）

○議長（藤枝 浩君） 追加日程第1、決議案第1号 村上寿之議員の議員辞職勧告決議（案）を議題といたします。

資料配付のため、暫時休憩します。

午前10時15分休憩

午前10時16分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

提出者の説明を求めます。

16番横倉さん君。

〔16番 横倉さん君登壇〕

○16番（横倉さん君） 16番日本共産党の横倉さんです。

村上寿之議員の辞職勧告決議について、提案理由を申し上げます。

このたび、村上寿之議員に関する報道が2月3日から4日の新聞朝刊各紙に掲載されました。「JA常陸、市議の職員解雇、忘年会でセクハラ発言」（茨城新聞2月4日付）と報じられました。

この件は笠間市民に反響をもたらしています。「議会として今後どのように対応するつもりなのか」「辞職すべきではないのか」、また、多くの市民から職員に対しても「きちんと

対応すべきではないか」「このまま、うやむやにしてはまずいのではないか」などの声が寄せられています。

ことの重要性にかんがみ、2月19日に議会の全員協議会で協議し、三会派と公明、共産、無所属から構成する6名からなるセクハラ問題調査委員会をつくり、事実関係の調査を行いました。調査委員会は2月29日、JA常陸本店で聞き取り調査を行い、JAから代表理事組合長を初め10名が、議会調査委員会から5名が参加しました。

JA側によると「懲罰審議会の中で事実を確認し、理事会に諮り、諭旨解雇の懲戒処分を行った。村上議員のセクハラ行為については新聞報道のとおりです」旨の回答を得ました。

また、直接本人からの弁明の機会も取りましたが、本人の出席は得られず、「セクハラ問題と裁判に至る経緯について（報告）」との文書が寄せられました。この中には、「同じような行為をした5人のうち、4人は降格・降職で私だけが解雇処分と処分内容が公平ではない」と述べ、セクハラ行為を事実上認める一方で、「まるで私がセクハラ行為をしたかのような報道内容は事実と違います」とも述べており、行為に対する反省の文言は記載されておられません。

本人は既に退職届を提出して諭旨解雇を受け入れ、今回の報告書においてもセクハラの実態を事実上認めています。裁判にかけるとの意思が示されていますが、裁判の推移は推移として、今回明らかになった点で判断し、議会の責任を果たすことが必要だと考えます。

今回の事件は市民の負託を受け公職の立場にある職員が取るべき行為ではありません。女性の人格を傷つけ、笠間市議会の名誉と品位を損なう行為であり、女性の地位向上、男女共同参画社会をすすめる笠間市議会の一員として絶対許せません。市民の議会に対する信頼を失墜させるものであります。よって、市民の議会への不信を払しょくするため、村上寿之議員に対し、議員辞職を勧告いたします。

議員各位におかれましては、決議案の趣旨にご理解をいただきまして、ご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております村上寿之君の議員辞職勧告決議（案）については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論はありますか。

○議長（藤枝 浩君） 反対討論がありませんので、賛成討論に移ります。
西山 猛君。

〔12番 西山 猛君登壇〕

○12番（西山 猛君） 12番西山 猛でございます。

辞職勧告決議（案）に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回私は本件につきまして調査委員会の中で代表を務めさせていただきました。調査をしました。報告のとおりでございます。

しかし、セクハラ行為があったか・なかったかという以前に、新聞報道あるいはテレビ報道等をかんがみて、地元の市民、笠間市というブランド、私の目線でいけばブランドです、この笠間市のブランドが傷ついたと思っております。

しかしながら、新人議員として額に汗してこれからの笠間市を、この思いは公私ともにおつき合いをしてきた村上議員とは十分意思の疎通は取れているつもりでございます。

しかしながら、情けが人をだめにするというのを私は自分自身で感じとったことがあります。

今回、2月3日及び4日の報道、それから現在に至るまで、本日は3月17日、議会最終日でございます。この間に村上議員本人が自分の脚で立って歩いたかと、こう考えたときに私はいささか疑問を持っております。

そのような中で、苦渋の選択ではありますが、私は今回、政治倫理審査会に付すべきである、これはきちっと笠間市政治倫理条例の第2条、「市長等及び議員は、市長等とは、市長及び副市長、教育長を指します。市政に携わる責務を深く自覚し、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない」、こうなっております。その中で、「市民全体の奉仕者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと」。

先ほど、提案理由の中にありましたが、品位と。確かに、品位とは難しい判断かもしれませんが。しかし、今の社会の中にセクハラ行為に悩む大きな問題として、女性の目線を十分に理解する、これも男女共同参画社会の大きな役目の一つだと思っております。そういう点を考えまして、この政治倫理条例の中の「品位」という部分に重きを置きまして、同条例の第20条に、「市長及び議長は」、省略します、「この条例に定める政治倫理基準に反する行為をした疑いがある者がいる場合には、速やかに審査会に調査を依頼しなければならない」、しなければならないとこうなっております。

そこで、私があえて単純に賛成ということではなくて、この場に立った理由、これから討論の中に盛り込みたいと思えます。

ご存じのように、議長が代表を務める会派に所属しております。村上議員は。つまり、

私は何を言いたいかと言いますと、一番最初にこの政治倫理条例に基づいて、議長が本当に自分の会派の一員だとする、これから先のある新人議員で年も若い、こう考えたときにきちっと折り目・筋目をつけさせるべきだろうと私は思っております。

ところが、全く真逆で、議長の会派にいるということが温床になって、いつまでも自分の脚で立とう、歩こうとしていない、これはこれからの笠間市には間違いなく不利益だろうと思っております。

議会全体の中を考えれば、数の倫理、賛成が多数、反対が多数、いずれにしても多い方に属すれば楽であろうと思っております。しかし、だれかがこういう問題に対して是々非々、少なくとも私は岩間町議会から現在に至るまで、是々非々論を貫けということで市民と選挙民と約束をしてここに立っております。

今回、個人的には、村上議員、私は好きです。先輩と立てていただいております。しかし、議員として果たしてどうなのか、そしてこれからの笠間市議会を考えたときに、笠間市を考えたときに、苦渋の選択であります、私は議案として提出された以上は賛成をすることが私の役目であると思っております。

どうか、皆様のご理解をいただきまして、出しゃばった私の討論をお許しいただきたいと思っております。

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより村上寿之君の議員辞職勧告決議（案）について、採決をいたします。

この採決は、会議規則第71条の規定により、投票で行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

○12番（西山 猛君） 議長、異議あり、異議あり。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 投票というのはどういう根拠ですか。

○議長（藤枝 浩君） 投票というのは、この村上寿之君の議員辞職勧告決議（案）についての採決であります。それと、会議規則第71条の規定により投票で行います。

西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 会議規則はわかります。これを起立ではなくて、投票にして、つまり無記名の投票ですね。だれが賛成したか、反対したか、わからないということですね。そういう投票をすることになったいきさつはどういうことですか。

○議長（藤枝 浩君） いきさつは別にありません。第71条の規定により私が決めました。

西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 議長権限でやることでいいですね。

○議長（藤枝 浩君） 私がそう判断しました。

投票用紙を配付させます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 配付漏れがないと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

念のため、申し上げます。投票は無記名で行います、なお、決議案に賛成の方は投票用紙の「賛成」に丸印を、反対の方は投票用紙の「反対」に丸印を記入願います。また、他事の記載、白票は無効となります。点呼に応じて順次投票願います。

事務局長、点呼をお願いします。

○事務局長（石上節子君） それでは、議員議席順にお呼びいたします。

1番田村泰之議員、3番石井 栄議員、4番小松崎 均議員、5番菅井 信議員、6番畑岡洋二議員、7番橋本良一議員、8番石田安夫議員、9番蛭澤幸一議員、10番野口 圓議員、11番飯田正憲議員、12番西山 猛議員、13番石松俊雄議員、14番海老澤 勝議員、15番萩原瑞子議員、16番横倉きん議員、17番大貫千尋議員、18番大関久義議員、19番市村博之議員、20番小菌江一三議員、21番石崎勝三議員、以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

開票を行います。

開票の立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番田村泰之君、20番小菌江一三君を指名いたします。

投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、そのうち賛成投票11票、反対投票8票、白票が1票であります。賛成多数であります。よって、決議案第1号村上寿之君の議員辞職勧告決議（案）については、可決されました。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（藤枝 浩君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番飯田正憲君、12番西山 猛君を指名いたします。

委員会の閉会中の継続審査について

○議長（藤枝 浩君） 日程第2、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務産業委員会委員長から、現在委員会において審査中の請願第28-2号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の申し出のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長申し出のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

陳情第27-4号 気象状況事業の整備・拡充を求める意見提出書に係わる陳情
請願第28-1号 し尿・汚水などの生活排水処理事業に関する請願書

○議長（藤枝 浩君） 日程第3、陳情第27-4号 気象状況事業の整備・拡充を求める意見提出書に係わる陳情、及び請願第28-1号 し尿・汚水などの生活排水処理事業に関する請願書についての2件を一括議題といたします。

付託委員会の総務産業委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を願います。
総務産業委員会委員長飯田正憲君。

〔総務産業委員会委員長 飯田正憲君登壇〕

○総務産業委員会委員長（飯田正憲君） 今期市議会定例会において、総務産業委員会に付託されました請願について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

当委員会は、3月7日……。

〔「議長、請願と陳情が間違っています」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 暫時休憩します。

午前10時49分休憩

午前10時55分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

○総務産業委員会委員長（飯田正憲君） 今期市議会定例会において、総務産業委員会に付託されました請願について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

当委員会は、3月7日に委員会を開催し、付託になりました請願について審査を行いました。

陳情第27－4号 気象事業の整備・拡充を求める意見書提出に係わる陳情については、審査の過程において、現在の気象観測や予測、情報提供は、自動観測や精度の高い通信機などにより行っているのが実情であり、多くの人員を要するものであるか疑問であるかなどの意見があり、採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものといたしました。

請願第28－1号 し尿・汚水などの生活排水処理事業に関する請願書については、願意が妥当と認め、全会一致により当請願を採択すべきものといたしました。

以上が、総務産業委員会に付託になりました請願の審査結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、ご報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を終わります。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終わります。

10分暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時07分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、陳情第27－4号 気象事業の整備・拡充を求める意見書提出に係わる陳情を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

陳情第27－4号 気象事業の整備・拡充を求める意見書提出に係わる陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第28－1号 し尿・汚水などの生活排水処理事業に関する請願書を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

- 議案第20号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第21号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 笠間市行政手続条例等の一部を改正する条例について
- 議案第24号 笠間市介護保険条例及び笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 笠間市岩間工業団地庭球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 笠間市教育振興基金条例を廃止する条例について
- 議案第29号 笠間市立大原小学校教育振興基金条例を廃止する条例について
- 議案第30号 笠間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について
- 議案第31号 笠間市行政不服審査会条例について
- 議案第32号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例について
- 議案第33号 笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について
- 議案第34号 笠間市空家等対策協議会設置条例について
- 議案第35号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第36号 土地の取得について

○議長（藤枝 浩君） 日程第4、議案第20号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ないし議案第36号 土地の取得についての17件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、これより各常任委員会の委員長から、審査の経過及び結果について、報告を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長より報告願います。

委員長飯田正憲君。

〔総務産業委員会委員長 飯田正憲君登壇〕

○総務産業委員会委員長（飯田正憲君） 審査の結果をご報告いたします。

今期市議会定例会において、総務産業委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

当委員会は、3月7日に執行部より関係部課長などの出席を求め、当委員会に付託されました消防本部、市長公室、総務部及び市民生活部所管の議案11件について、審査を行いました。

審査の過程の主な質疑、意見などについて、ご報告申し上げます。

初めに、議案第27号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例については、今回の改正に伴う既存の火器器具などの改修の必要性について、議案第20号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、第21条第2項第1号に加え、地域手当の内容について、議案第30号 笠間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例については、人事評価制度を取り入れている県内の自治体数について、また、議案第33号 笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例については、職員数などの運営体制についての質疑のほか、有資格者などの専門的な職員を配置し、相談案件などの解決に向けてレベルの高い業務を行うべきとの意見がありました。

議案第23号、議案第31号については、住民の利益に反するものであることから、また、議案第30号については、成果主義が強くなり、本来の業務、住民に目が向かなくなることから、反対討論がありました。

審査の結果、当委員会に付託されました議案のうち、議案第23号、議案第30号、議案第31号は賛成多数、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第27号、議案第32号、議案第33号、議案第35号、議案第36号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告願います。

委員長畑岡洋二君。

〔教育福祉委員会委員長 畑岡洋二君登壇〕

○教育福祉委員会委員長（畑岡洋二君） 教育福祉委員会に付託されました審査結果を報告いたします。

今期市議会定例会において、教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

当委員会は、3月4日に、執行部より関係部課長などの出席を求め、当委員会に付託されました福祉部及び教育委員会所管の議案を審査いたしました。

一つ、議案第24号 笠間市介護保険条例及び笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。一つ、議案第25号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の

人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。一つ、議案第26号 笠間市岩間工業団地庭球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。一つ、議案第28号 笠間市教育振興基金条例を廃止する条例について。一つ、議案第29号 笠間市立大原小学校教育振興基金条例を廃止する条例についての以上5議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑、意見などについてご報告を申し上げます。

初めに、議案第24号では、昨年度の減免申請件数と認定件数について。

また、議案第25号では、第78条第2項中、「指定認知症対応型通所介護事業者が記録を公表しなければならない」となっているが、公表の対象者とその方法について、また、同条第5項の「通所介護の提供を行うよう求めなければならない」と努力義務が明記されているが、履行されない場合の罰則や行政指導はあるのかなどの質疑がありました。

議案第26号では、近隣同施設の使用料の設定状況や当該施設における減免規定についての質疑、また、新たに使用料を取ることとなるため、利用者には周知を徹底することなどの意見がありました。

なお、議案第28号、議案第29号については、質疑、意見はありませんでした。

審査の結果、当委員会に付託された議案のうち、議案第26号は賛成多数、議案第24号、議案第25号、議案第28号及び議案第29号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 次に、建設土木委員会委員長より報告願います。

委員長西山 猛君。

〔建設土木委員会委員長 西山 猛君登壇〕

○建設土木委員会委員長（西山 猛君） 今期市議会定例会において、建設土木委員会に付託になりました議案について、審査の経過及び結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき、ご報告を申し上げます。

当委員会は、3月4日午前10時から、執行部より関係部課長の出席を求め、当委員会に付託になりました議案第34号 笠間市空き家等対策協議会設置条例についての審査を行いました。

審査の過程での主な質疑、意見等及び審査結果について、ご報告を申し上げます。

条例第4条第2項第2号に規定する「地域住民」の定義について及び「空き家」と「特定空き家」の定義についての質疑がありました。また、全国で空き家処分に関して行政代執行の請求ができない事例など、行政代執行を含めた計画等に対する執行部の認識についての質疑がありました。そして、現時点における空き家等に対する補助金の現状について

の質疑がありました。

審査の結果、当委員会に付託になりました議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、ご報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第20号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議がございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議がございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議がございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 笠間市行政手続条例等の一部を改正する条例についてを採決いたし

ます。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤枝 浩君） 賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 笠間市介護保険条例及び笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 笠間市岩間工業団地庭球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤枝 浩君） 賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 笠間市教育振興基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 笠間市立大原小学校教育振興基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 笠間市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 笠間市行政不服審査会条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 笠間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 笠間市空家等対策協議会設置条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 公の施設の広域利用に関する協議についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 土地の取得についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号 平成28年度笠間市一般会計予算

議案第48号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第49号 平成28年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

議案第50号 平成28年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第51号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第52号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計予算

議案第53号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算

議案第54号 平成28年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算

議案第55号 平成28年度笠間市立病院事業特別会計予算

議案第56号 平成28年度笠間市水道事業会計予算

議案第57号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計予算

○議長（藤枝 浩君） 日程第5、議案第47号 平成28年度笠間市一般会計予算ないし議案第57号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計予算までの11件を一括議題といたします。

予算特別委員会委員長から審査の経過と結果について、ご報告願います。

委員長石田安夫君。

〔予算特別委員会委員長 石田安夫君登壇〕

○予算特別委員会委員長（石田安夫君） 今期市議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました案件について、審査の過程と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

当委員会は、3月8日・9日・11日の3日間にわたり、執行部より関係部課長の出席を求め審査を行いました。

審査は当委員会に付託されました、平成28年度一般会計、特別会計、及び企業会計の予算11件であります。審査の方法は部単位に行い、それぞれの課ごとに説明を受け、審査をいたしました。

審査の過程で出された主な質疑、意見等を申し上げます。

まず、議案第47号 平成28年度笠間市一般会計予算において、市長公室所管では、縮小し実施することになった賀詞交歓会の今後の考え方、路線バス補助に係る路線の運行状況と継続の意義、電算管理費における電算システム全体の経費と備品購入費の減額理由など。

総務部所管では、区長制度に関し、適正規模を目指した区の再編を検討されているか、また、市税等の歳入に関し、固定資産税が6,250万円増となった理由などの質疑がありました。また、多くのゴルフ場を有する笠間市として、健康増進、スポーツ振興、税収増につながるゴルフ人口をふやす対策が必要ではないかなどの意見が出されました。

市民生活部所管では、ふるさと納税による歳入額と他市に寄附された影響額との比較、結果、駅前駐車場の管理が分散されている現状を一本化できないか、また、本所支所で実施している窓口延長の利用状況、マイナンバーカードの更新時期に際しての対応についてなどの質疑がありました。

福祉部所管では、生活困窮者自立支援事業費負担金の成果と費用対効果、放課後児童クラブにおける各教室間で施設面の差異は出ていないか、また、対象者が増加傾向にある敬老会の今後の考え方について、質疑がありました。

保健衛生部所管では、出産一時金の積算根拠とこれまでの実績について、また、市民が

二次救急である県立中央病院に思うように受診できない状況を県に意見を出すべきなどの意見がありました。

産業経済部所管では、年々増大するイノシン被害の対策強化として、鳥獣被害対策の内容と費用合計、地域が行う鳥獣被害対策と自治体との連携や調整の役割を行政が担うべきであるなどの意見がありました。また、たばこ販売組合員数の状況や移動販売車試験運行の実績と検証についての質疑がありました。

都市建設部所管では、畜産試験場跡地周辺の県道・市道雨水排水路の整備計画、また、市街地活性化事業補助金の内容と補助の実施予定年数についての質疑がありました。

教育委員会所管では、友部地区の小中学校給食調理業務委託と市栄養士との関係について、また、今後の給食調理方式統一への考えについて質疑がありました。また、笠間城調査の年次計画と総予算、笠間公民館改修中の利用者対策、総合運動公園に設置する電光掲示板の工事時期についての質疑があり、設置に当たってはスピード表示ができるものを要望する意見がありました。

消防本部所管では、消防団再編の協議結果について、また、再編を進めるに当たっては地域の歴史的な経緯などを認識した上で進めてほしいとの意見がありました。

農業委員会では、農地利用最適化推進委員報酬に対する財源と旅費に関する質疑がありました。

会計課では、本所や支所の窓口収納において住所氏名等の記載を省略できないか、できないとするならば声を挙げていかなければならないとの意見がありました。

次に、議案第48号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計予算では、人間ドックの受診者数と希望する病院の状況、また、国保会計の財政調整基金残高から年次度以降の予算の立て方を懸念する意見がありました。

議案第52号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計予算では、下水道料金の滞納繰越金の状況と徴収委託者に対する滞納者への対応について。

議案第55号 平成28年度笠間市立病院事業会計予算では、診療報酬改定や消費税改定を加味した予算編成となっているか、また、(仮称)地域医療センターの正式名称を定める時期を公募する考えについて。

議案第56号 平成28年度笠間市水道事業会計予算では、これまでに石綿管が更新された延長と残りについて。

議案第57号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計予算では、給水量の最も多い企業、また、工業用水道の水源について質疑がありました。

なお、議案第49号 平成28年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算、議案第50号 平成28年度笠間市介護保険特別会計予算、議案第51号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計予算、議案第53号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算、議案第54号 平成28年度笠間市岩間駅東土地地区画整理事業特別会計予算については、質疑、意見はあり

ませんでした。

以上、3日にわたり、執行部との間で活発な質疑・応答が交わされました。

採決の結果、当委員会に付託された議案第47号 平成28年度笠間市一般会計予算ないし議案第57号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計予算の11件について、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、審査の経過及び結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

3番石井 栄君。

〔3番 石井 栄君登壇〕

○3番（石井 栄君） 3番日本共産党の石井 栄です。

議案第47号 平成28年度笠間市一般会計予算に反対する立場で討論を行います。

予算案を見る際には市民生活の実態がどのようになっているかの判断が必要です。市民の実質賃金は低下し、可処分所得、消費支出も減少しています。地方自治体に求められることは市民生活を守り、改善につなげるのかという観点です。

来年度予算では、教育環境の充実など、幾つかの点で改善や前進が見られ、その実現を期待しているところですが、生活の根幹にかかわるところを含めて幾つかの問題点が見られます。

反対の理由は、第1に、国民健康保険税が高く、支払いに困難を伴う世帯がふえています。その中で負担軽減にかかわる適切な対応が取られていないことです。加入世帯の平均所得が2010年から2014年にかけて1万7,502円減少する中、1人当たりの国保税が5,093円増加しています。所得260万円で収入が400万円、4人世帯子ども2人の専業主婦の国保税が年間46万円で、所得の18%になっています。

また、直近の国保滞納世帯は2,324世帯、16.6%に達しており、給与の差し押さえ件数もここ数年毎年500件前後の水準になっています。高すぎる国保税に関して、全国知事会や全国市長会なども政府に対応を求めており、その結果、今年度は全国で1,700億円の国保税負担軽減につながる交付金を地方自治体に交付し、笠間市にも約9,100万円の交付がありました。これらは国保税の軽減に使うべきです。しかし、国保税軽減のための措置が取られておりません。医療費の伸び等を見越して、一般会計からの繰り入れを行うことが求められます。

第2には、企業誘致などの多額の費用を投じる一方、地場産業や地元業者への対策が十分でない点です。

第3には、臨時職員が多く、非正規職員の割合が60%を超えている現場もあります。しかも賃金が低い状態に置かれており、抜本的な改善が求められています。

これらの点から、一般会計予算に反対いたします。

次に、議案第48号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

国保税の税収が前年比で減少しています。これは加入者の減少と加入者の所得減によるものですが、ことしも国保税の最高限度額を約2万円引き上げる計画がされています。ことしも予定されている国からの保険料軽減のための交付金、今年度は9,100万円でしたけれども、どこに計上されているのでしょうか。多額の国保税に苦悩する市民の実情に合った適切な対応が必要と考えられます。国保税軽減に対する適切な対応がなされていないため、反対いたします。

議員の皆さんにおかれましては、趣旨をご理解の上、賛同いただきますようお願い申し上げます。私の討論にかえさせていただきます。

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第47号 平成28年度笠間市一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成28年度笠間市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 平成28年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 3番石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 異議あり。

○議長（藤枝 浩君） この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成28年度笠間市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成28年度笠間市介護サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号 平成28年度笠間市公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成28年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決

されました。

次に、議案第54号 平成28年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成28年度笠間市立病院事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成28年度笠間市水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

総務産業委員会委員長から議案が提出されております。この際、日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

ここで、議案配付のため暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 4 3 分休憩

午前 1 1 時 4 4 分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

委員会提出議案第 1 号 浄化槽法及び浄化槽法施行規則における「浄化槽の保守点検及び清掃等」に関する条文を社会状況に対応した内容への改訂を求める意見書

○議長（藤枝 浩君） 日程第 6、委員会提出議案第 1 号 浄化槽法及び浄化槽法施行規則における「浄化槽の保守点検及び清掃等」に関する条文を社会状況に対応した内容への改訂を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務産業委員会委員長飯田正憲君。

〔総務産業委員会委員長 飯田正憲君登壇〕

○総務産業委員会委員長（飯田正憲君） 浄化槽法及び浄化槽法施行規則における浄化槽の保守点検及び清掃等に関する条文を社会状況に対応した内容への改訂を求める意見書の提案理由を申し上げます。

浄化槽の人数算定は、J I S 規格（JIS A3302-2000）「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」により規定され、一般的な住居専用住宅の場合、居住人数には関係なく、床面積により 5 人槽又は 7 人槽の浄化槽が設置されることとなります。

また、浄化槽の保守点検及び清掃に関しては、「浄化槽法」及び「浄化槽法施行規則」により、実際の住居人数に係わらず、浄化槽の保守点検及び清掃頻度が画一的に規定されています。

人口減少が顕著になった状況を直視すれば、浄化槽の設置容量と居住人数の乖離は進むばかりです。法令に定められた「保守点検・清掃・定期検査」に関する規則は、上記のような社会状況の変化に対応できないことから、浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査に関する条文を社会状況の変化に対応した内容への改訂を強く願うものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により国会、政府に対し意見書を提出するものであります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

委員会提出議案第1号 浄化槽法及び浄化槽法施行規則における「浄化槽の保守点検及び清掃等」に関する条文を社会状況に対応した内容への改訂を求める意見書を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣言

○議長（藤枝 浩君） 以上で、本日の日程はすべて終了し、今期市議会に付議された議案の審議もすべて終了いたしました。

これにて、平成28年第1回笠間市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

なお、この後、午後1時から全員協議会を開きますので、議員並びに執行部は全員協議会室にお集まりいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

午前11時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 藤 枝 浩

署 名 議 員 飯 田 正 憲

署 名 議 員 西 山 猛